
プロジェクト **企業会計基準等の年次改善プロジェクト**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

企業会計基準等の年次改善

2. ASBJ 事務局では、事務局内に担当チームを設け、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、ASBJ が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行うこととしている。確認の結果、企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（以下「適正手続規則」という。）に基づいて、企業会計基準等の改正又は修正を行う場合がある。なお、関連する適正手続については、別紙 1 にお示ししている。

本日の審議事項

3. 本日は、審議事項(4)-2 に記載した企業会計基準等の年次改善プロセスにおける検出事項、変更案及び変更する場合の適正手続についてご意見をお伺いしたい。
4. なお、これまでの審議状況については別紙 2 にお示ししている。第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）で聞かれた意見については、審議事項(4)-3 に記載している。

（今後の予定）

5. ASBJ 事務局では、今後、企業会計基準等の年次改善プロセスにおける検出事項への対応案の検討を継続する予定である。また、2024 年 7 月 1 日に公表した移管指針「移管指針の適用」等についての形式的な変更の要否の検討作業に着手し、企業会計基準等の年次改善の一環として修正の手続を行う予定である。

以 上

別紙 1

1. 適正手続規則では、企業会計基準等の変更の区分及び変更に必要な手続について、次のとおり定めている（下線は事務局が追加）。

（企業会計基準等の変更）

第 25 条 企業会計基準等の変更を以下のとおり区分し、適正手続を定める。

(1) 企業会計基準等の改正

会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの。

企業会計基準等の改正を行う場合、第 15 条及び第 20 条の定めそれぞれに従い、委員会の議決及び公開草案の公表を行う。

(2) 企業会計基準等の修正

企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの。

企業会計基準等の修正を行う場合、委員会において審議した上で、了承を得る。

ただし、委員会の議決及び公開草案の公表は必要としない。

- 2 企業会計基準等の修正について、企業会計基準等の改正の適正手続を経ることは妨げられない。

以 上

別紙 2

1. これまでの審議状況は次のとおりである。

検討した企業会計基準等	企業会計基準委員会
改正項目	
企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」	第 527 回（2024 年 6 月 5 日）
企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」	第 527 回（2024 年 6 月 5 日）
実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」	第 527 回（2024 年 6 月 5 日）
修正項目	
企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」	第 527 回（2024 年 6 月 5 日）
実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」	第 527 回（2024 年 6 月 5 日）
実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」	第 527 回（2024 年 6 月 5 日）

以 上